

令和7年  
6月高浜市議会定例会  
議案書

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和7年6月5日提出

高浜市長 吉岡初浩

- 1 住 所 高浜市湯山町 XXXXXXXXXX
- 2 氏 名 間瀬英子（71歳）

提案理由

この案は、人権擁護委員間瀬英子氏が令和7年9月30日で任期満了となるので、再度推薦するためであります。

## 議案第 38 号

高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 6 月 5 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 37 年高浜町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

選挙長	日額	12,000円
投票所の投票管理者	日額	12,800円
期日前投票所の投票管理者	日額	11,300円
開票管理者	日額	12,000円
選挙立会人	日額	9,800円
投票所の投票立会人	日額	10,900円
期日前投票所の投票立会人	日額	9,600円
開票立会人	日額	9,800円

を

「

選挙長	日額	12,200円
投票所の投票管理者	日額	14,500円
期日前投票所の投票管理者	日額	12,800円
開票管理者	日額	12,200円

に

選挙立会人	日額	10,100円
投票所の投票立会人	日額	12,400円
期日前投票所の投票立会人	日額	10,900円
開票立会人	日額	10,100円

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の報酬額を改定するためであります。

## 議案第 39 号

### 高浜市税条例の一部改正について

次のとおり高浜市税条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 6 月 5 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

### 高浜市税条例の一部を改正する条例（案）

高浜市税条例（昭和 29 年高浜町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「提示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 20 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 33 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 35 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 35 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 35 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 35 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定

親族」を加える。

第35条の3の3第1項中「限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第39条第2項中「同項に規定する期間内において」を削る。

第61条第2項中「同項の規定する期間内において」を削る。

第76条第3項中「同項に規定する期間内において」を削る。

第80条第2項第2号中「住所又は」の次に「事務所若しくは事業所の所在地、」を加え、「若しくは名称」を「又は名称」に改める。

第81条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記載された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第10条の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出

がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第84条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第84条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第85条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第86条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第84条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- （1） 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- （2） 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの

重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第85条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
  - (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の要に供されるもの
  - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第85条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第33条の2、第35条の2第1項ただし書、第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
  - (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第5条の規定 令和8年4月1日
  - (3) 第20条及び第20条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の高浜市税条例（以下「新条例」という。）第20条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第33条の2及び第35条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第35条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第35条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第35条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第35条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の高浜市税条例（以下「旧条例」という。）第35条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第35条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第35条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第35条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第35条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、高浜市税条例第84条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第86条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 高浜市税条例第86条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

#### 提案理由

この案は、地方税法の一部改正に伴い、個人市民税において特定親族特別控除を新たに設けるほか、所要の規定の整備を行うためであります。

## 議案第 40 号

### 高浜市都市計画税条例の一部改正について

次のとおり高浜市都市計画税条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 6 月 5 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

### 高浜市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）

高浜市都市計画税条例（昭和 31 年高浜町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改める。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改める。

附則第 19 項中「第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 45 項」を「第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高浜市都市計画税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

#### 提案理由

この案は、地方税法の一部改正に伴い、条文の整備を行うためであります。

## 議案第 4 1 号

### 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり高浜市国民健康保険税条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 6 月 5 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

### 高浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

高浜市国民健康保険税条例（昭和 3 4 年高浜町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「2 4 万円」を「2 6 万円」に改める。

第 2 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「6 5 万円」を「6 6 万円」に、「2 4 万円」を「2 6 万円」に改め、同項第 2 号中「2 9 万 5, 0 0 0 円」を「3 0 万 5, 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 4 万 5, 0 0 0 円」を「5 6 万円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の高浜市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

#### 提案理由

この案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額等を改定するためであります。

## 議案第42号

高浜市職員の育児休業等に関する条例及び高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

次のとおり高浜市職員の育児休業等に関する条例及び高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものとする。

令和7年6月5日提出

高浜市長 吉岡初浩

高浜市職員の育児休業等に関する条例及び高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）

（高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第1条 高浜市職員の育児休業等に関する条例（平成4年高浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第3項」を「第19条第6項」に、「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第19条第2号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に改め、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第20条第2項中「勤務時間条例」を「高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年高浜市条例第1号）」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年高浜市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第16条の2第1項」を「第16条の3第1項」に改める。

第16条の3を第16条の4とし、第16条の2中「申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)」を「請求等」に改め、同条を第16条の3とし、第16条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第16条の2 任命権者は、高浜市職員の育児休業等に関する条例(平成4年高浜市条例第1号)第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 高浜市職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
  - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
  - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事業の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

#### 附 則

##### （施行期日）

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条及び第3条の規定は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の高浜市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

第3条 任命権者は、施行日前においても、この条例による改正後の高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以降は、同項の規定により講じられたものとみなす。

#### 提案理由

この案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、部分休業の取得パターンの多様化、仕事と育児の両立支援制

度の利用に関する職員の意向確認を行う等のためであります。

## 議案第43号

### 事業契約の変更について

次のとおり事業契約を変更するものとする。

令和7年6月5日提出

高浜市長 吉岡初浩

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 高浜小学校等整備事業   |
| 2 契約金額   | 変更前 49億6,513万7,636円(税込み)<br>変更後 49億9,198万3,313円(税込み) |
| 3 契約の相手方 | 愛知県高浜市二池町五丁目5番地7<br>あおみが丘コミュニティ株式会社<br>代表取締役 近藤智義    |

### 提案理由

この案は、高浜小学校等整備事業について、企業向けサービス価格指数の上昇による維持管理業務のサービスの対価の増に伴い、事業契約を変更するためであります。